【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成26年5月30日

【会社名】 株式会社メッツ

【英訳名】 MET'S CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 秋山 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目13番7号

【電話番号】 (03)5733-5904(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 総合企画部 部長 笠原 弘和

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目13番7号

【電話番号】 (03)5733-5904(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 総合企画部 部長 笠原 弘和

【届出の対象とした募集有価証券の種 新株予約権証券

類】 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 5,400,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産

の価額の合計額を合算した金額 605,400,000円

(注)行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額に新株予 約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使され ない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込 金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合

計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

- 1【新規発行新株予約権証券】
 - (1)【募集の条件】

発行数	120,000個
発行価額の総額	5,400,000円
発行価格	本新株予約権1個あたり45円 (本新株予約権の目的である株式1株当たり0.45円)
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	1個
申込期間	平成26年 6 月16日
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	株式会社メッツ 総合企画部 東京都港区西新橋三丁目13番 7 号
割当日	平成26年 6 月16日
払込期日	平成26年 6 月16日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 銀座通支店

- (注) 1.株式会社メッツ第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成26年5月30日(金)開催の当社取締役会において発行を決議しております。
 - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日までに払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
 - 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。 割当予定先の状況については、別記「第3第三者割当の場合の特記事項1割当予定先の状況」をご参照ください。
 - 4.振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付
新株予約権付社債券等の
- 特質

- 本新株予約権の目的となる株式の総数は12,000,000株、本新株予約権1個当たりの割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、本新株予約権 の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日 の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普 通株式の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数 第1位を切り上げる。)に修正される。
- 3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の行使請求の効力が発生する 都度、修正される。
- 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、40円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(3)号を参照)。
- 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は12,000,000株(平成 26年5月30日現在の発行済株式総数に対する割合は24.6%)、割当株式数は100 株で確定している。
- 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額): 485,400,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。

新株予約権の目的となる 株式の種類

当社普通株式

完全議決権付株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。

新株予約権の目的となる 株式の数

1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式12,000,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。) は、100株とする。)。

但し、本欄第2項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

2 (1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使 価額(同欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の 算式により調整されるものとする。

調整前割当株式数 × 調整前行使価額 調整後割当株式数 = 調整後行使価額

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は当該時点について未行使の本新株予約権に係る割当株式数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使 時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、 各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払 込金額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初50円とする。但し、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。
- 2 行使価額の修正
- (1) 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において、権利行使日の直前取引日の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (2) 本項第(1)号に定める修正後行使価額の算出において、時価算定日に本欄第3項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該時価算定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が40円(以下「下限行使価額」という。但し、本欄第3項による調整を受ける。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (4)本項により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
- 3 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通 株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算 式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

			既発行普通株	交付普通 株式数	1 株当たりの × 払込金額
調整後	調整前		式数	171-2022	時価
行使価額	- 行使価額	×		+	 交付普通株式数

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当 該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当て を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを 適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当 社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当 社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与え るための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合 (無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合

- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額 等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正 日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転 換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の 規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適 用する。
- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存

する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、 本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社 普通株式を交付するものとする。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 期間内に交付された株式数

株式数 = _

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は 行わない。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)。

本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券 又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収 分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社 が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価 額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使 価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調 整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響 を考慮する必要があるとき。 (5) 本項第(2)号にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用 する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2) 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、 下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。 (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整 されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事 由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を 本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他適用の日 の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかに これを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下 限行使価額の調整についてのみ行う。 新株予約権の行使により 605,400,000円 株式を発行する場合の株 上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額 式の発行価額の総額 である。そのため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項によ り、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少す る。また、本新株予約権の行使期間内に行使されない場合及び当社が取得した本新株 予約権を消却した場合には、上記金額の総額は減少する。 新株予約権の行使により 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 株式を発行する場合の株 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請 式の発行価格及び資本組 求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請 入額 求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株 式数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計 算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2 分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り 上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加す る資本金の額を減じた額とする。 新株予約権の行使期間 平成26年6月17日から平成27年6月16日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由 及び取得の条件」欄各項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当 社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業 日)まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を 最終日とする。

新株予約権の行使請求の	1 行使請求の受付場所
受付場所、取次場所及び	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
払込取扱場所	2 行使請求の取次場所
	該当事項はありません
	3 払込取扱場所
	株式会社みずほ銀行 銀座通支店
	4 新株予約権の行使請求及び払込の方法
	(1) 本新株予約権を行使する場合には、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」と
	いう。)又は口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振
	替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対
	し行使請求に要する手続きを行い、行使期間中に機構により行使請求受付場所に
	行使請求の通知が行われることにより行われる。
	(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本
	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関
	を通じて現金にて本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の
	当社の指定する口座に振り込むものとする。
	(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、「注1.(2)本新株予約権
	の商品性」に記載のとおり、当社は割当予定先との間において、本新株予約権の行使
	プロセス等について取り決めた覚書を締結する予定である。
自己新株予約権の取得の	1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株
事由及び取得の条件	予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得
	日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株
	予約権1個当たり45円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができ
	ప 。
	2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる
	株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の
	株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当
	該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従っ
	て、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日
	に、本新株予約権1個当たり45円にて、残存する本新株予約権の全部を取得す
	న 。
新株予約権の譲渡に関す	該当事項なし。但し、「注1.(2)本新株予約権の商品性」及び「注5.その他投資者
る事項	の保護を図るため必要な事項」に記載のとおり、本新株予約権に係る買受契約(以下
	「本新株予約権買受契約」という。)において、割当予定先は、当社の取締役会の事前
	の承諾がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定
	められる予定です。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡
	先となる者をして、当社に対して当該譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる
	者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとしま
	इ .
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新	該当事項はありません
株予約権の交付に関する	
事項	

-(注)1.本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社の事業の中核である不動産事業において、平成26年3月期の主要案件と位置付けた不動産取引((平成25年12月26日「不動産の仕入れにかかる重要な売買契約締結についてのお知らせ」、平成26年2月28日「不動産仕入れにかかる重要な売買契約締結について」の一部変更に関するお知らせ」および平成26年3月14日「不動産仕入れにかかる売買契約解除および違約金請求に関するお知らせ」に適時開示しております。)に、取引相手による契約不履行が発生し、当社は相当の期間を定めて履行を促しましたが、期間内に履行されることは無かったため、売買契約の解除を行いました。なお、平成26年3月14日に当該契約違反にかかる違約金の請求を行いましたが、本届出書提

EDINET提出書類 株式会社メッツ(E05064) 有価証券届出書(組込方式)

出日現在も支払いは行われておりません。そのため、当該不動産の売却から得られるはずであった収益が得られず、また当該収益を原資として計画した新規不動産事業への投資も取組めておらず、当初計画していた収益改善及び資本増強から大きく乖離した状況となっております。

このような状況の中、当初計画した収益改善及び資本増強を達成するため、新規不動産事業へ取り組むための資金 調達を行うという決定に至りました。

そこで、当社は、間接金融、直接金融を含め、あらゆる手段での資金調達の検討、並びに見込先との協議を行ったものの、間接金融については、前述の不動産取引契約不履行の影響を受けた現在の当社の業績や財務状況及び、株式会社東京証券取引所における有価証券上場規程第603条第1項第6号に定める実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄に指定されている当社の状況において、不動産の担保設定を伴わない借入れについては理解を得ることはできませんでした。

そのため、直接金融による資金調達方法を主眼として再検討せざるを得ないとの考えに至りましたが、公募増資については、実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄に指定されている当社の状況では、十分な応募が期待できないことは明白であり、また、発行と同時に、相応の希薄化を伴うことから、見送ることといたしました。また、株主割当増資やノンコミットメント型のライツイシューについては、希薄化は防げるものの、前述の財務状況に加えて、ここ数年配当が実施できていないことから、当社が想定する金額の調達が可能であるかについては不透明であり、加えてコミットメント型のライツイシューについては、発行にかかるコストが高いことから、見送ることといたしました。そのため、当社は第三者割当増資による資金調達を検討し、早期に資金調達を可能とする新株式のみの発行を含めて検討してまいりました。しかしながら、当社の現在の財務状況、及び収益の状況を踏まえ、複数の割当候補先との交渉を進めた結果、新株式の引受けに応じて頂ける相手先を見つけることはできませんでした。

その中で、当社が予てより適時開示に関する助言を受けておりました株式会社ADCC-FAS(東京都品川区上大崎二丁目15番19号 代表取締役星野智之)より、ファイナンス候補先の一つとしてフィリップ証券株式会社を紹介頂き、交渉した結果、新株式による引受は難しいとしながらも、市場価額を鑑みながら自社の判断で行使することができる新株予約権であれば、引受けるという回答を頂きました。

割当予定先の意向を踏まえ、当社と致しましては、経営権の維持を前提として、資金調達のタイミングが割当予定 先の判断に依拠するということはあっても、株価が行使価額を上回っている場合には、権利行使が進み、当社の想 定する資金調達ができることから、割当予定先の意向により、新株予約権での発行を決定いたしました。

その中でも、当社が行使価額修正条項付の新株予約権の発行を決定した理由としましては、行使価額修正条項付新株予約権であれば、行使価額が固定されている新株予約権に比べ行使が平準的に行われやすく、1年という一定の期間はあるものの、行使価額の下限を当社株価が上回っている状況下においては、当社が必要とする資金の調達が可能であること、また、当初行使価額での潜在株式に係る議決権個数は120,000個(24.6%の希薄化)となり、権利行使価額の修正が行われた場合でも希薄化率は一定であること、また株価下落時においては、権利行使価額も下方に修正されるものの、行使価額の下限値は40円であることから、当社株価が40円を下回らない状況においては、権利行使がなされることで資金調達が可能となり、当社の想定する資金使途に充当することが可能となること、及び株価上昇時においては、権利行使価額も上方に修正されることから、株価上昇時においては更なる資金調達が可能となることから、割当予定先との交渉を行い、行使価額修正条項付の新株予約権での発行を決定致しました。なお、本新株予約権による資金調達は、以下のメリットがあると考えております。

行使価額の下限を当社株価が上回っている状況下においては、権利行使が促進され当社が必要とする資金の調達が可能であること。

新株予約権の発行であれば、権利行使期間にわたった行使が平準的に行われることが想定されることから、新株式の発行と比べ、希薄化が一気に生じる可能性が低いこと。

行使価額が下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることから、行使価額が固定されている新株予 約権に比べ、株価の上昇局面においては、調達することのできる金額も増加すること。

本新株予約権には、行使停止要請条項が付されており、当社の意思決定により行使期間を停止することできるため、当社にとってより有利な資金調達方法が見つかった場合等においても柔軟な資金調達を行うことが可能であること。

一方、本新株予約権による資金調達のデメリットは次のようになります。

本新株予約権の行使により付与された当社株式が売却されることとなる結果、一定の売り圧力が市場に生じて しまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること。なお、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないた め、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まること。

EDINET提出書類 株式会社メッツ(E05064) 有価証券届出書(組込方式)

割当予定先による取得請求権が付されていることから、割当予定先による取得請求権の権利行使条件に該当し、更に取得請求権が行使された場合、または、当社株価が下限行使価額を下回る場合には権利行使がなされないことにより、当社の予定する資金が調達できず、事業運営に支障をきたす恐れがあること。なお、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間経過後の日において、本新株予約権1個あたり45円の価額で、当社に対して、本新株予約権の取得を請求することができるものの、本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

以上の点がデメリットではあるものの、割当予定先は本新株予約権の行使により付与された株式を市場動向を勘案 しながら売却する方針であり、市場への影響を常に留意すると伺っております。そのため、デメリットとして挙げ た前述の はある程度緩和されるものと考えております。

よって、上記メリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、第三者割当による行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達を行うことを決定致しました。

(2)本新株予約権の商品性

本新株予約権の特徴は、次の通りとなります。

() 行使価額の修正

本新株予約権は、行使価額修正条項付であり、次の要領で権利行使価額が修正されます。

本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前日の終値の113.6%となっております。

行使価額が権利行使日の直前取引日の終値の90%に相当する金額(1 円未満切上げ)に修正されます。ただし、当該直前取引日の当社普通株式の終値45円を下回る場合、本新株予約権の行使が制限されるため、40円が行使価額の下限となります。

修正される行使価額の範囲に下限値を設定しており、下限行使価額は当初行使価額の80%であり、発行決議日の株価を基準とすると上限行使価額方向の幅の方が広くなっております。

行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使されやすく、当社の資金調達という目的が達成しやすくなります。

() 行使に際して発行される株式数の固定

本新株予約権は、上記()のとおり、行使価額は修正されますが、本新株予約権1個当たりの発行株数は100株と固定されており、本新株予約権の権利行使に伴う発行株数12,000,000株は修正されないことから、希薄化率は24.6%と固定されており、今後の当社株価の下落等の要因によっても発行する株式数に変更はなく、希薄化率は一定となります。なお、行使期間中に全て行使されない場合や、取得条項や取得請求により本新株予約権が取得による消却がなされた場合は発行する株式数が減少いたします。

() 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

本新株予約権者に2週間前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を 指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能です。

なお、当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果がありますが、書面到達後2週間経過後に有効となるため、まとまった行使による急激な希薄化を完全に防ぐことはできません。

一方で、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項 を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

()取得条項(当社の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です。

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本計画の策定が可能となります。

なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

()取得請求(本新株予約権者の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新 株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、当社株価の終値が30取引日連続して下限行使価額の40円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間を経過した日において、本新株予約権1個あたり45円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

ただし、本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

()譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

本新株予約権の買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません

2【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
605,400,000	36,389,000	569,011,000	

- (注)1.払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額(当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定しております。)の合計額を合算した金額です。
 - 2. 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に 行使されない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額 の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
 - 3.諸費用の内訳は、新株式の発行に伴う登録免許税、新株予約権の公正価値評価の算定に関する費用(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元)、ファイナンシャル・アドバイザリー費用及び有価証券届出書及び適時開示書類のレビュー費用(株式会社ADCC-FAS、東京都品川区上大崎二丁目15番19号、代表取締役 星野智之)が含まれております。
 - 4.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

手取金の使途	想定金額	支出予定時期
販売用不動産の仕入資金	569,011,000円	平成26年 6 月 ~ 平成27年 5 月
及び賃貸用不動産の取得資金		

(注)1.上記具体的な使途については以下のとおりです。

当社不動産事業における販売用不動産の仕入れ及び賃貸用不動産の取得資金に用います。なお、投資エリアは東京都、千葉県、神奈川県及び埼玉県を対象とし、その中でも東京都心5区、城東地区及び東葛地区を重点地域として物件選定を行います。本新株予約権の発行による資金調達により、物件担保を前提とする間接金融を行うことなく、販売用および賃貸用不動産の仕入れが可能となることから、より機動的な事業展開が可能となります。なお、賃貸用不動産の取得は、賃料収入により定期的かつ安定的なインカムゲインを見込むことができ、当社運営費用への充当も行え、より強固な財務基盤の構築に繋がります。

- 2.上記差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。
- 3. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に行使されず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、手元資金もしくは、調達と同時に取得する不動産についての担保設定を前提とした間接金融を行うことが可能となった場合については、上記記載の使途へ充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	フィリップ証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町4-2
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 下山 均
資本金	950,150,000円
事業の内容	証券業
主たる出資者及びその出資比率	フィリップ ブローカレッジ プライベート リミテッド (シンガポール) 100%

b.提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。	
山貝財団	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。	
人事関係		該当事項はありません。	
資金関係		該当事項はありません。	
技術関係		該当事項はありません。	
取引等関係		該当事項はありません。	

(注)提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年4月30日現在のものであります。

c . 割当予定先の選定理由

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、今後の事業計画に基づく実行、及び株主、投資家、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、割当予定先等が特定団体等と一切のかかわりがないことの確認ができることを基準に、複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同頂ける先を探してまいりました。

その中で、当社と予てから適時開示の支援において取引実績があった株式会社ADCC-FASに相談を行ったところ、ファイナンス候補先の一つとしてフィリップ証券株式会社を紹介頂いたことから、フィナンシャル・アドバイザリー費用及び有価証券届出書及び適時開示書類のレビュー費用を含む報酬体系を鑑み、株式会社ADCC-FASと平成26年4月15日にアドバイザリー契約を締結致しました。また、割当予定先の選定につきましては、紹介頂いたフィリップ証券株式会社と交渉を進めてまいりました結果、フィリップ証券より提案を受けた本資金調達手法及びその条件は、当社の自己資本の充実を実現し、不動産物件の仕入れを行うための資金調達を行う必要があると考えていた当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。

その上で、「1「新規発行新株予約証券」の「(1)募集の条件」及び「(2)新株予約権の内容等」に記載の本資金調達方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、「(1)割当予定先の概要」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり、当社株価が、下限行使価額を上回る状況下においては、権利行使がなされることが期待されること等を総合的に勘案して、フィリップ証券への割当を決定いたしました。

(注)本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるフィリップ証券により買い受けられるものであり、 日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d . 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である当社普通株式の総数12,000,000株

e . 株券等の保有方針

EDINET提出書類 株式会社メッツ(E05064) 有価証券届出書(組込方式)

割当先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。ただし、割当予定先は、当社取締役会の事前の承諾がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権に係る払込みに要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、また、割当予定先の平成25年9月30日及び平成26年3月31日現在の財務諸表等を入手し、新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

g . 割当予定先の実態

割当予定先であるフィリップ証券株式会社は、東京証券取引所の取引参加者であり、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公に表示しており、当社はその文面を入手しております。また、当社は、割当予定先であるフィリップ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社が、当該文面の内容、及び警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等、同社代表取締役である下山均氏から口頭にて確認しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

また、今般のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社ADCC-FASが、反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員及び出資者が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役羽田寿次)に調査を依頼いたしました。その結果、フィナンシャル・アドバイザーが反社会的勢力の影響を受けている事実は確認できませんでした。また、フィナンシャル・アドバイザーの役員及び出資者についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったとの回答を得ております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社取締役会の承認がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社と当該譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合においても当社に対して同様の内容を約束させるものとします。但し、割当予定先は、当社の普通株式(本新株予約権の権利行使により取得したものを含む。)を当社以外の第三者に譲渡することは妨げられません。

3【発行条件に関する事項】

(1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買受契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元)が算定した本新株予約権の評価額である44.3円を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を45円としました。

第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価44円(平成26年5月29日の終値)、当初権利行使価格50円、ボラティリティ65.32%(平成25年4月から平成26年4月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間1年、リスクフリーレート0.079%(評価基準における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権者による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき44.3円との結果を得ております。

上記、算定結果を参考に割当予定先と交渉した結果、双方の合意に基づき、算定結果が本新株予約権の公正価値を 適性に評価していると判断いたしました。

なお、本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。

具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト8.91%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた62.59%としており、取得条項を発動する株価水準は、当初行使価額50円に代替資金調達コスト分31.30円を加えた81.30円としております。

なお、取得条項を発動する場合、当社取締役会決議により2週間以上前までの通知で発行価額と同額での取得が可能としております。

なお、当社による取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い、新株予約権の価値が大きく上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合、当社からの取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が392円程度高く評価されております。

株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株あたり企業価値の希薄化の影響を考慮し、株価81円の時に全量行使された場合、希薄化により株価が76円に低下するとの前提としております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式1営業日あたり35,670株(最近1年間の日次売買高の中央値である356,700株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。

日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の25%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

以上の内容に基づき、第三者機関による算定の結果として、新株予約権の発行価額は決定されており、上記の評価報告書を踏まえて、当社は、新株予約権の有利発行該当性の基準について、新株予約権の発行において有利発行が問題となった裁判例に照らし検討を行なっております。

発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると解されること、この場合における「新株予約権の公正な価値」は、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価額)をいうと解されるという東京フィナンシャル・アドバイザーズからの助言を得ております。

当社は、発行時点における「新株予約権の公正な価値」、即ち、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価額)と、取締役会において決定された払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると考えるべきであり、これを以て、有利発行該当性の基準とするべきと考えるに至り、本新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額かどうかという本新株予約権の有利発行該当性についても、かかる基準を以て判断しております。

即ち、当社は、かかる基準を以て、本新株予約権の払込金額が、当社が合理的であると判断する東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定評価による本新株予約権 1 個当たりの公正価値評価額(44.3円)を上回る金額の 1 個当たり45円であることから、当社は、本新株予約権の発行価額が割当予定先に特に有利な金額ではないという判断しております。

このような判断の過程を経て、平成26年5月30日開催の取締役会において、本新株予約権の発行条件について十分に 討議、検討を行い、有利発行には該当しないものと判断しております。

また、行使価額につきましては、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成26年5月29日)の当社普通株式の普通取引の終値の113.6%に設定されており、行使価額は、第2回新株予約権の各行使請求の効力発生日において、その直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額(1円未満切上げ)に修正されます。

ただし、行使価額の修正範囲については、上限はなく、また下限については当初行使価額の80%までであり、株価の 下落時のみだけではなく、上昇時も修正される条件となっております。

現在の当社の状況における資金の出し手が極めて限定的であり、割当予定先と行使価額については、交渉を開始した平成26年4月20日から平成26年5月29日において、交渉における期間の東京証券取引所マザーズ市場における当社普

通株式の終値の40円から55円までの株価で行使価額を前提に交渉を開始し、本割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限定的な資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、事業収益の拡大展開は困難となる状況を踏まえ、協議の結果として、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成26年5月29日)の当社普通株式の普通取引の終値の113.6%に設定し、行使価額は第2回新株予約権の各行使請求の効力発生日において、その直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額(1円未満切上げ)に修正されます。なお、行使価額の修正範囲は、上限はなく、下限は当初行使価額の80%までであり、株価の下落時のみだけではなく、上昇時も修正される条件とする旨の調整を行いました。

なお、当初行使価額50円は本新株予約権発行に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均45.79円に対しては9.20%のプレミアム、前日までの最近3か月平均50.49円に対しては0.97%のディスカウント、前日までの最近6か月平均54.16円に対しては7.69%のディスカウントであります。

下限行使価額40円は本新株予約権発行に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近 1 か月平均45.79円に対しては12.64%のディスカウント、前日までの最近 3 か月平均50.49円に対しては20.78%のディスカウント、前日までの最近 6 か月平均54.16円に対しては26.15%のディスカウントであります。

本新株予約権の算定方法について、取締役会決議日の前営業日の終値を基準として算定しましたのは、当社の現状による株価への影響を織り込んだ直前日の株価が、当社の現状の企業価値を反映し、本新株予約権の払込価額は割当 予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、本件第三者割当による新株予約権の発行価額につきましては、当社監査役3名全員から、それ自体特に割当予 定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいておりま す。

当社監査役が適法であるという判断に至った理由として、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価(44円)、権利行使価額(50円)、ボラティリティ(65.32%)、行使期間1年、リスクフリーレート(0.079%)、配当率(0.00%)等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価額)をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズを起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないとの結論を導いております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は12,000,000株であり、当社の議決権総数487,800個(平成26年3月31日現在)に対し、24.6%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】 該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 所有株式数別

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
吉野 勝秀	千葉県松戸市	18,308,000	37.53	18,308,000	30.12
フィリップ証券株式会 社	東京都中央区日本橋兜町4-2	-	-	12,000,000	19.74
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本 橋茅場町1丁目2 番10号	1,057,300	2.16	1,057,300	1.74
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	836,500	1.71	836,500	1.38
矢部 喜美代	埼玉県熊谷市	465,000	0.95	465,000	0.77
粂 英樹	神奈川県海老名市	424,200	0.86	424,200	0.70
丹山 秀一	京都府京都市	392,500	0.80	392,500	0.65
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4-1	375,200	0.76	375,200	0.62
松井証券株式会社	東京都千代田区麹 町1丁目4	315,500	0.64	315,500	0.52
鈴木 亙	東京都世田谷区	286,200	0.58	286,200	0.47
計		22,460,400	46.04	34,460,400	56.70

- (注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、それぞれ平成26年3月31日現在の株主名簿及に 基づき記載しております。
 - 2 フィリップ証券株式会社は、長期保有を約しておりませんが、今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。なお、上記割当後の所有株式数並びに割合につきましては、割当予定先に対し付与する新株予約権が全て権利行使され、保有された場合に上記のとおりとなります。
 - 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】 第1【公開買付けの概要】 該当事項はありません。

第2【統合財務情報】 該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】 該当事項はありません。

第三部【追完情報】

具体的には、

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第25期)及び四半期報告書(第26期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年5月30日)までの間において新たに発生した事業等のリスクは次のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において、当社が判断したものであります。

なお、当該有価証券報告書等にも将来に関する事項が記載されておりますが、当該有価証券報告書等の 提出日現在において、当社が判断したものであります。

(継続企業の前提に関する事項の注記)

当社は、当事業年度において、営業損失110,852千円、経常損失168,724千円、当期純損失168,691千円の重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、また、営業キャッシュ・フローも 541,040千円と大幅なマイナスとなっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該状況を解消し又は改善すべく、以下の対応策を確実に実施してまいります。すなわち、安 定した収益基盤の確立、コスト削減あるいは資金調達及び財務基盤の強化を目指してまいります。

- 1. 平成27年3月期におきましては、当社が得意とする潜在価値のある中古不動産に対する不動産 再生事業にとどまらず、不動産に対する幅広い需要に対応するため不動産仲介事業にも力点を置 き、又、賃貸ビル取得による不動産賃貸事業による安定収益の確保も視野に入れた活動を展開し てまいります。
- 2.現在までのコスト構造を見直し、人件費の削減(インセンティブ条件の見直 し)やその他経費の削減(効率的な営業活動による交際費や交通費削減、効率的な不動産事業資金の効率化促進による支払利息の抑制他)等費用対効果をさらに意識した堅固な企業体質を実現してまいります。

3. 平成27年3月期におきましては、財務基盤の強化を目的として間接金融、直接金融等さまでは、対象をはいる資金調達を検討した結果、平成26年5月30日開催の取締役会において行使価額修正条項付新株予約権の発行を決議しております。

等の対応策により、経営の効率化を図り、安定的な収益基盤を構築すべく努めてまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、また、対応策を実施してもなお、今後の景気及び不動産の売却時期の遅延等により、早期に業績が回復できるか不透明性であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の 影響を財務諸表に反映しておりません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年5月30日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[平成25年6月24日提出の臨時報告書]

1「提出理由]

当社は、平成25年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日 平成25年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役2名選任の件 取締役として、笠原弘和、田中豊を選任する。 第2号議案 会計監査人選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	び	結果及 反対)割
第1号議案						
取締役2名選任の						
件				(注)		
笠原 弘和	317,190	1,469	0		可決	99.5
田中豊	317,251	1,408	0		可決	99.5
第2号議案						
会計監査人選任の	318,346	1,041	0	(注)	可決	99.6
件						

EDINET提出書類 株式会社メッツ(E05064) 有価証券届出書(組込方式)

- (注)議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該 株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由 本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

「平成25年6月24日提出の臨時報告書]

1 「提出理由]

当社は、平成25年5月17日開催の取締役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、平成25年6月21日開催の第25回定時株主総会において、「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称 選任する監査公認会計士等の名称 三優監査法人 退任する監査公認会計士等の名称 清和監査法人

(2) 異動の年月日

平成25年6月21日(第25回定時株主総会開催)

- (3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 平成24年6月19日
- (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制報告書における意見等に関する事項 該当事項はありません。
- (5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であります清和監査法人は、平成25年6月21日開催の第25回定時株主総会終結の時を もって任期満了となりますので、新たに三優監査法人を会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制報告書の記載事項に係る退任する監 査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

[平成26年1月17日提出の臨時報告書]

1 [提出理由]

当社は、平成26年1月16日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社及び当社子会社の取締役に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

イ 銘柄 株式会社メッツ 第1回新株予約権証券

ロ 新株予約権の内容

(1)発行数

48,780個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、下記(5)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

(2)発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、59円とする。

(3)発行価額の総額

310,192,020円

(4)新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整される ものとする。

(5)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金63円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額 を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自

EDINET提出書類 株式会社メッツ(E05064) 有価証券届出書(組込方式)

己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式 にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、 「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6)新株予約権を権利行使することができる期間

本新株予約権を権利行使することができる期間(以下、「権利行使期間」という)は、平成26年5月15日から平成38年2月2日までとする。(但し、平成38年2月2日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成26年3月期、平成27年3月期の各事業年度にかかる当社が提出した決算短信に記載される監査済みの当社連結損益計算書(以下、「当社連結損益計算書」といい、連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)において営業利益が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成26年3月期の営業利益が2.24億円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を平成26年 5 月15日から平成38年 2 月 2 日までの 期間に行使することが出来る。

(b) 平成27年3月期の営業利益が2.24億円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を平成27年 5 月15日から平成38年 2 月 2 日までの 期間に行使することが出来る。

- (a) の行使の条件を達成した場合において、権利行使期間中に、東京証券取引所における当社株式の普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に200%を乗じた価額を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使価額で1年以内に行使しなければならないものとする。
- (b)新株予約権者は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が、平成26年2月3日から平成38年2月2日までの判定期間について行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り捨てる。)を一度でも下回った場合、上記 の行使の条件を満たしている場合でも、行使はできないものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9)組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(5)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、 上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(9) に従って決定され る当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(6)に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(8)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 その他新株予約権の行使の条件

上記(7)に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

- (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (b)新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなく なった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(10)新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 4名 44,680個 (4,468,000株)

当社従業員 2名 4,100個 (410,000株)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規 定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間 の関係

該当事項なし

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

へ 新株予約権の割当日

平成26年2月3日

「平成26年1月17日提出の臨時報告書の訂正報告書]

1「提出理由]

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定 に基づき平成26年1月17日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「新株予約権の取得の申込 みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」が平成26年3月11日に確定いたしましたので、金融商品取引法第 24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

訂正箇所は を付して表示しております。

3 [訂正内容]

訂正箇所は下線で示しております。

ハ、新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社取締役 4名 44,680個(4,468,000株) 当社従業員 2名 4,100個(410,000株)

(訂正後)

当社取締役 3名 42,030個(4,203,000株) 当社従業員 1名 100個(10,000株)

3.最近の業績の概要

第26期事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)の業績の概要

平成26年5月14日開催の取締役会において承認された第26期事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成 26年3月31日)に係る財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、当社財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59 号)に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査 法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

(1)貸借対照表

(単位:千円) 当事業年度

前事業年度

(平成25年3月31日)

(平成26年3月31日)

資産の部

流動資産

		1月11111分
現金及び預金	182,615	97,880
売掛金	180	624
販売用不動産	161,225	535,998
前払費用	350	1,738
仮払金	-	10,366
預け金	-	12,410
その他	194	472
貸倒引当金	-	498
流動資産合計	344,565	658,992
固定資産		_
有形固定資産	2,898	2,403
無形固定資産	-	515
投資その他の資産		
敷金及び保証金	6,860	7,160
長期前払費用	615	621
その他	360	1,080
投資その他の資産合計	7,836	8,861
固定資産合計	10,735	11,781
資産合計	355,300	670,774

(単位:千円)

		(半位:十口)
	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	-	41,622
短期借入金	49,500	509,900
役員短期借入金	-	8,000
1年内返済予定の長期借入金	-	4,176
未払金	48,113	3,676
未払費用	6,602	2,880
未払法人税等	11,422	6,642
前受金	1,160	4,355
預り金	756	1,999
その他	790	11,120
流動負債合計	118,345	594,374
固定負債		
長期借入金	-	7,628
長期預り保証金	735	-
固定負債合計	735	7,628
負債合計	119,080	602,002
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,346,750	2,346,750
資本剰余金		
資本準備金	2,755,812	2,755,812
その他資本剰余金	364,374	364,374
資本剰余金合計	3,120,187	3,120,187
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,230,716	5,399,408
利益剰余金合計	5,230,716	5,399,408
株主資本合計	236,220	67,528
新株予約権	-	1,242
純資産合計	236,220	68,771
負債純資産合計	355,300	670,774
大块心块件口口		010,114

(2)損益計算書

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)
売上高	1,473,566	1,393,462
売上原価	1,280,800	1,273,590
売上総利益	192,765	119,871
販売費及び一般管理費		
役員報酬	32,008	39,799
給料及び手当	17,497	36,505
租税公課	20,450	21,932
減価償却費	487	503
支払手数料	34,859	69,513
その他	38,594	62,469
販売費及び一般管理費合計	143,898	230,724
営業利益又は営業損失()	48,867	110,852
営業外収益		
受取利息	27	26
受取保険料	-	32
還付加算金	2	13
その他	228	8
営業外収益合計	258	79
営業外費用		
支払利息	5,295	33,078
融資関連費用	5,009	24,836
その他	-	36
営業外費用合計	10,304	57,950
経常利益又は経常損失()	38,822	168,724
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1,242
特別利益合計	-	1,242
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	38,822	167,481
法人税、住民税及び事業税	4,460	1,210
法人税等合計	4,460	1,210
当期純利益又は当期純損失()	34,361	168,691
		,

(3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
			資本剰余金		利益剰	削余金			
資本金	資本	その他 資本	資本	その他 利益 剰余金	利益	株主 資本	新株 予約権	純資産 合計	
		準備金	剰余金	剩余金		合計			
当期首残高	2,346,750	2,755,812	364,374	3,120,187	5,265,078	5,265,078	201,858	-	201,858
当期変動額									
当期純利益又は 当期純損失()					34,361	34,361	34,361		34,361
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								-	
当期変動額合計					34,361	34,361	34,361	-	34,361
当期末残高	2,346,750	2,755,812	364,374	3,120,187	5,230,716	5,230,716	236,220	-	236,220

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

				株主資本					
			資本剰余金		利益乗	削余金			
資本金	資本	その他	資本	その他 利益 剰余金	利益	株主 資本	新株 予約権	純資産 合計	
		準備金	資本 剰余金 損余金 合計 利益 利益 利余金		合計				
当期首残高	2,346,750	2,755,812	364,374	3,120,187	5,230,716	5,230,716	236,220	-	236,220
当期変動額									
当期純利益又は 当期純損失()					168,691	168,691	168,691		168,691
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								1,242	1,242
当期変動額合計	-	-	-	-	168,691	168,691	168,691	1,242	167,448
当期末残高	2,346,750	2,755,812	364,374	3,120,187	5,399,408	5,399,408	67,528	1,242	68,771

(4)キャッシュ・フロー計算書

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損	00,000	407 404
失()	38,822	167,481
減価償却費	487	503
新株予約権戻入益	-	1,242
貸倒引当金の増減額(は減少)	441	498
受取利息	27	26
支払利息	5,295	33,078
売上債権の増減額(は増加)	392	444
販売用不動産の増減額(は増加)	161,225	374,773
仕入債務の増減額(は減少)	-	41,622
未払金の増減額(は減少)	47,973	42,436
その他	7,734	9,394
小計	60,989	501,307
利息の受取額	27	18
利息の支払額	5,295	33,332
法人税等の支払額	605	6,419
営業活動によるキャッシュ・フロー	66,861	541,040
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	20,000
定期預金の預入による支出	14,360	50,720
有形固定資産の取得による支出	3,386	-
無形固定資産の取得による支出	-	524
敷金及び保証金の回収による収入	11,136	-
敷金及び保証金の差入による支出	6,860	300
その他	615	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,086	31,549
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	524,500	881,900
短期借入金の返済による支出	475,000	421,500
役員借入金の純増減額(は減少)	-	8,000
長期借入れによる収入	-	12,500
長期借入金の返済による支出	-	696
新株予約権の発行による収入	-	2,485
その他		24,836
財務活動によるキャッシュ・フロー	49,500	457,853
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	31,448	114,736
現金及び現金同等物の期首残高	200,064	168,615
現金及び現金同等物の期末残高	168,615	53,879
· ·· -		

EDINET提出書類 株式会社メッツ(E05064) 有価証券届出書(組込方式)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

女 俩缸类却失事	事業年度	自	平成24年4月1日	平成25年 6 月21日
有価証券報告書 	(第25期)	至	平成25年3月31日	関東財務局長に提出
m 业	事業年度	自	平成25年10月 1 日	平成26年 2 月14日
U 四半期報告書	(第26期第3四半期)	至	平成25年12月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の 2 に規定する開示用電子情報処理組織 (EDINET) を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月20日

株式会社 メッツ 取締役会 御中

清和監查法人

指定社員 公認会計士 筧 悦 生業務執行社員

指定社員 公認会計士 江 黒 崇 史 業務執行社員

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メッツの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メッツの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メッツの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メッツが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途 保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月18日

株式会社 メッツ 取締役会 御中

清和監查法人

指定社員 公認会計士 川 田 増 三 業務執行社員

指定社員 公認会計士 江 黒 崇 史 業務執行社員

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メッツの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メッツの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで3期連続で営業損失、経常 損失を計上しており、当事業年度末においても営業損失及び当期純損失を計上しているため、継続企業の前 提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業に関する重要な不確実 性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記 に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような不確実性の影響は財務諸 表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メッツの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない 可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メッツが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途 保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成.26年 2 月14日

株式会社メッツ 取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 久保 幸年 印 業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 増田 涼恵 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メッツの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第26期事業年度の第3四半期会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メッツの平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年1月16日開催の取締役会において、新株予約権 を付与することを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

EDINET提出書類 株式会社メッツ(E05064) 有価証券届出書(組込方式)